

阿賀野市条例第6号

阿賀野市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

阿賀野市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成16年阿賀野市条例第113号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「維持していた遺族」の次に「（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）」を加え、同項に次の1号を加える。

- （3） 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の阿賀野市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により死亡した市民に係る災害弔慰金の支給について適用する。